

八幡平市住宅水洗化リフォーム支援事業のご案内

市民のみなさんの生活環境の向上と、公共用水域の水質保全及び商業を中心とした地域経済の活性化を図るため、施工業者を利用し住宅の水洗化リフォームを行う場合、予算の範囲内で八幡平市共通商品券を交付します。

申請期間 令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)

1. 対象住宅 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 自己が1/2以上を所有し、かつ、自己又は自己と生計を同一にする親族が延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する市内の住宅
- ② 過去にこの助成（旧住宅リフォーム支援事業による水洗化リフォーム含む）を受けていない住宅

2. 対象工事 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 既存の排水設備、便槽又は合併処理浄化槽を下水道処理施設、農業集落排水処理施設又は合併処理浄化槽に接続する工事及びそれに伴う増改築工事
※対象外工事（経費）が含まれている場合は、工事図面や見積書において対象部分と対象外部分がわかるようにしてください
- ② 対象工事に要する経費（消費税を除く。）が10万円以上のもの
- ③ 集合住宅にあっては居住専用部分、併用住宅にあっては住宅部分を対象とするもの
- ④ 増築工事にあっては、増築面積が10㎡以下のもの
- ⑤ 施工業者（法人又は個人事業主）が施工するもの
- ⑥ その他の補助等を受けていないもの
- ⑦ 申請年度の3月20日までに完了報告ができるもの ※今年度は3月18日までです。

●対象とならない経費の例

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・水洗化を伴わないリフォーム | ・砕石敷き（外構工事） |
| ・水洗化リフォーム箇所以外の解体撤去費 | ・申請手数料 |
| ・手すり等他の補助（介護保険等）を受けるもの | 等々 |

3. 助成対象者 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 助成金の交付請求時に市内に住所を有し、対象住宅に居住している当該住宅の所有者
※所有者が異なる場合は、先に所有者変更等の手続きを行う必要があります。
- ② 対象住宅に居住する全員について、市税に未納がないこと。
- ③ 過去にこの助成（旧住宅リフォーム支援事業による水洗化リフォームを含む）を受けていないこと。

4. 助成金の額及び交付方法

- ① 対象工事に要した経費（消費税を除く。）の1/5以内の額（上限10万円）
- ② 助成金は、八幡平市共通商品券（有効期限6か月）で交付します。

5. 注意事項

- ① **対象工事に着手する前に申請を行ってください。**
※交付決定前に工事着手した場合は、交付対象外となります。
- ② この助成金は、所得税法第34条に規定する「一時所得」に該当する場合があります。
詳しくは、盛岡税務署（019-622-6141）にお問い合わせください。

6. 申請、問い合わせ先

八幡平市役所上下水道課維持管理係 電話 0195-74-2111（内線1277）

※リフォームの内容により所得税や固定資産税の減税が受けられる場合があります。

詳しくは、所得税…盛岡税務署 019-622-6141 固定資産税…市税務課 0195-74-2111

《手続きのながれ》

① 申請

工事着手前に、次の書類をご提出ください。

【提出期限：申請年度の1月31日】

- ①交付申請書
- ②工事費の明細書（見積書等）
- ③工事の設計図書（給排水設備図等）
- ④現況の写真
- ⑤対象住宅の所有者がわかる書類（固定資産証明書等）
※共有名義の場合は、持分割合がわかるもの
- ⑥納税証明書（全ての税目の最新年度分）
※対象住宅に居住する方全員分（高校生以下は不要）
※納税がない場合は、滞納がないことの証明書
- ⑦住民票の写し ※交付申請時に市外に住所を有する方のみ

交付の決定

申請書類を審査し、決定通知書を送付します。

② 着手

「交付決定通知書」が届きましたら、速やかに工事に着手してください。

③ 変更・取下げ

工事内容の変更や申請を取下げの場合は、次の書類をご提出ください。
（変更する場合） ①変更承認申請書 ②変更内容を証する書類
（取下げの場合） ①取下書

④ 完了報告

工事完了後、速やかに次の書類をご提出ください。

【提出期限：申請年度の3月20日】 ※今年度は3月18日までです。

- ①完了報告書
- ②工事費の領収書の写し
- ③完成図（給排水設備図等）
- ④完成写真

交付金額の確定

報告書類を審査し、確定通知書を送付します。

⑤ 受取日の予約

「確定通知書」が届きましたら、商品券の受取日の予約をお願いします。

⑥ 請求

予約日に次の書類等をご用意のうえ、上下水道課窓口にお越しください。

- ①交付請求書
- ②身分証明書（運転免許証等）
- ③印鑑
- ④転居後の住民票の写し **※申請者の住所が交付申請時と異なる場合のみ**

商品券の交付

交付請求書等を確認後、商品券をお渡しします。